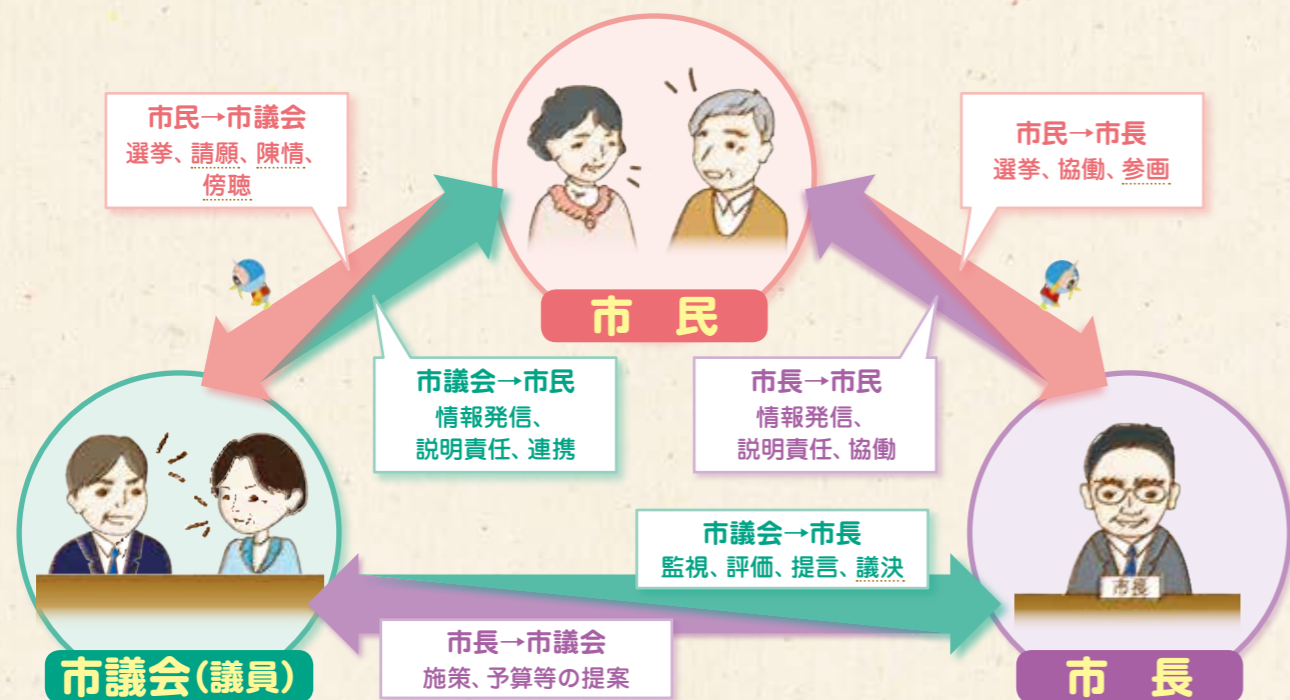


議会のしくみって？

議会は、三田市をより暮らしやすくし、市民の生活をより良いものにするために、市民の中から選挙で選ばれた代表者が会議を開いて話し合う場です。

市長は、議会の意思にそって、住みよい豊かなまちづくりを進め、一方、市議会議員は、市議会を構成して、市長が仕事（市政）を進めるのに必要な条例や予算を決めます。このようなことから、市長を執行機関、議会を議決機関と呼びます。両者は、対等の立場で、車の両輪のように均衡を保ちながら、互いにけん制し、また協力しあって、市政の発展のため活動しています。

市議会には、議長と副議長がいて、議員による選挙で選ばれます。議長は市議会の代表として、会議を進めたり話し合いをまとめるなど、他の議員とは違った仕事の内容や権限が与えられます。副議長は、議長が病気や事故で欠席した時に、議長の代わりを務めます。市議会には、市民の代表として充実した不足のない活動ができるように、いろいろな権限が与えられています。



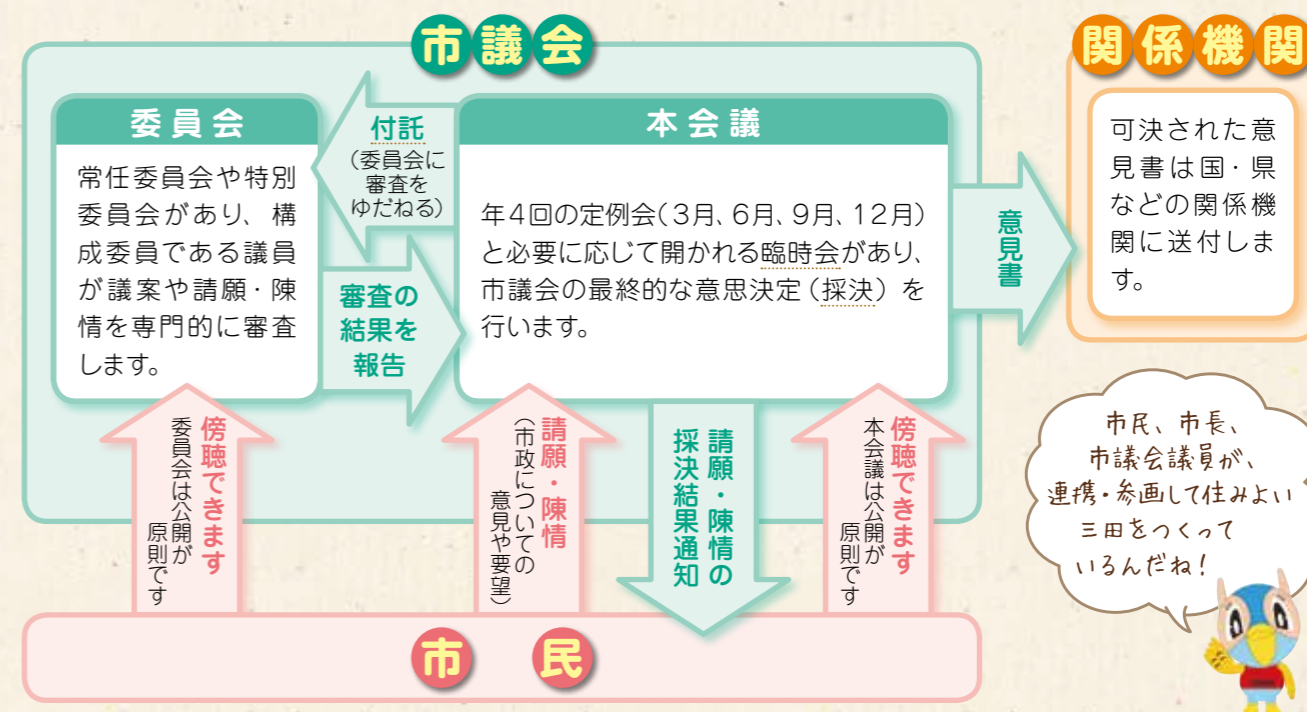
説明

- * 請願：憲法によって保障された国民の基本的権利であり、国や県、市町村など地方公共団体に要望や意見を述べること。
- * 陳情：実情を訴え、適切な対策等講じるよう官公署に申し

- 出ること。請願権が憲法で保障されているのとは異なり、陳情は法的保護を受けるものではない。
- * 傍聴：会議や公判などを、当事者以外の者が発言権なしに席場内で聞くこと。

議会の権限

- ◆ **議決権**
市の条例やお金の使い方などについて、市の機関として議会の意思を決定するために議会に与えられた権限です。
- ◆ **監視権**
市長が行う市の事業などについて議会が監視する権限です。議会は、住民の代表機関であることから、住民に代わって市の行政の執行を事前又は事後に監視し、執行機関を牽制する必要があります。
- ◆ **選挙権**
全議員によって、議長などの特定の地位に就くべき者を選んで、決定する権限です。
- ◆ **自律権**
議会がその内部の組織や運営に関する一定の事項について、他から干渉を受けることなく、自律的に決定し、処理する権限です。(会議規則・委員会条例の制定、委員会の設置及び委員の選任など)
- ◆ **意見表明権**
議会が一定の事項について、機関としてその意思や考えを表明する権限です。
- ◆ **検査権**
議会における検査権は、事務検査と事務監査があります。
事務検査とは、市が行う自治事務(市の責任において処理する事務)及び法定受託事務(国又は県が法令によって市に委託する事務)に関する書類や 計算書を検閲し、また、市の事務管理や出納などについて検査することです。
事務監査とは、監査委員に市の事務に関する監査を求めて監査の結果に関する報告を請求することをいいます。



- * 参画：政策や事業などの計画に加わること。
- * 議決：合議によって決定すること。
- * 臨時会：定期的に招集される定例会以外に、必要がある場合にその案件に限り招集され開かれる会議。

- * 付託：議案の審査を本会議の議決に先だって常任委員会に委ねること。
- * 採決：会議で、議案の採否を会議構成員の賛否をとって決定すること。